

# 法人税の申告・納付で 税額を間違えた場合 の手続きを 確認しておこう

## 「更正の請求」と 「修正申告」

まず始めに言っておきたいのは、間違いは誰にでもある、ということ。間違いに気付いたということは、成長の証し。とはい

法人税の申告・納付後に間違いに気付いたとき、いつまでどのような手続きをすればよいのか、経理担当者が知っておきたいことを確認しましょう。

脇田弥輝税理士事務所  
税理士  
脇田 弥輝



え、間違いに気付いて、サーっと血の気が引くこともあるかもしれない。でも、それを隠そうとしたり自分1人でなんとかしようとするのもっと大事になるかもしれない。逆に、意外に自分が気にするほど大したことではない可能

性もあります。

すでに提出して、提出期限も過ぎた期の決算書を「直接」直すことはできません。確定した決算に基づいて作成された申告書を提出したからです。確定した決算とは、その事業年度の損益計算書等の計算書類について株主総会の承認等を得たものを言います。

そこで、前期の決算書（つまりは前期の帳簿）を直接直すのではなく、当期に修正の手続きをすることになります。税額を多く申告していたときは「更正の請求」、税額を少なく申告していたときは「修正申告」を行いません。

・ **更正の請求**：間違いを修正して納付し過ぎた分を返してもらおう  
・ **修正申告**：間違いを修正して不足していた分を納める  
以下、ケース別に見ていきましょう。

### ケース1

**多く申告・納付したとき、あるいは還付金が少なかったとき**

たとえば、

- ・ 前期の売上ではなかったのに前期の売上に計上していた
- ・ 前期の費用なのに損金に算入しなかった
- ・ 欠損金の繰越控除を行わな

った

・ 税率の適用を間違えたなどの理由により、本来納めるべき金額より多く納付した、もしくは還付金が少なかったことに気付いたとしましょう。この場合、「更正の請求」をして、納め過ぎた税金を還付してもらおう、もしくは足りない分の還付金をさらに還付してもらおうことになります。

更正の請求をするには、「更正の請求書」を提出します（図表1）。左側にすでに提出した（修正前の間違った）金額、右側に正しい金額を記入します。「納付すべき法人税額（地方法人税額）」もしくは「還付金額」の左側（修正前の金額）と右側（正しい金額）の差額が還付されることになります。

また、更正の請求をするに当たった理由と、それを証明する書類を添付します。還付口座も記載しましょう。

更正の請求ができる期間は、法定申告期限から5年以内です。

更正の請求書を提出後、税務署がその内容を確認し、不足資料などがあれば連絡が来ますので、適宜対応しましょう。そして、その請求内容が正当と認められると、



図表2 修正申告の例(別表4)

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	法人名
区 分	総 額	留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円
加	損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く)	2	
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	
	損金経理をした納税充当金	4	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く)、 加算金、延滞金(延滞分を除く)及び過怠税	5	その他
	減価償却の償却超過額	6	
	役員給与の損金不算入額	7	その他
	交際費等の損金不算入額	8	その他
	売上計上漏れ	9	5,500,000
小 計	10		
減	減価償却超過額の当期認容額	12	
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)13)又は126)	14	※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)126)	15	※
	受贈益の益金不算入額	16	※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17	※
	法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額	18	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19	
未払消費税	20	500,000	500,000
小 計	21		外※

図表3 修正申告の例(別表5(1))

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	法人名
I 利益積立金額の計算に関する明細書			
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
	①	減 ②	増 ③
利益準備金	1	円	円
積立金	2		
売掛金	3		5,500,000
未払消費税	4		△500,000
	5		
	6		
	7		
	8		

所得金額が500万円増えることにより、不足分の税額が計算され、別表1、別表1次葉のそれぞれの該当欄に、修正前の法人税額・地方法人税額と追加の法人税額・地方法人税額が転記されることとなります(図表3)。

売掛金(資産)が550万円増加、未払消費税(負債)が50万円増加するので、別表5(1)にも記入されます(図表2)。

また例えば、期末に売掛金550万円の計上漏れがあった場合の修正申告を考えてみましょう(うち消費税50万円)。この場合、550万円の未払消費税を減算します。行つて来いで、税抜500万円分、所得金額が加算されることとなります(図表2)。

修正申告する場合、延滞税はかかりませんが、加算税はかかりません。税務署等から調査の通知を受けた後で修正申告すると、不足分の税額と延滞税のほか、過少申告加算税や重加算税がかかる場合があります。

税務調査の通知以前に気付いて修正申告した場合、延滞税はかかりませんが、加算税はかかりません。税務署等から調査の通知を受けた後で修正申告すると、不足分の税額と延滞税のほか、過少申告加算税や重加算税がかかる場合があります。

ケース2

少なく申告・納付したとき、あるいは還付金が多かったとき

たとえば、  
・前期の売上なのに当期の売上に計上していた  
・前期の費用ではないのに損金に算入していた

・税率の適用を間違えたなどの理由により、本来納めるべき金額より少なく納付した、もしくは還付金が多かったことに気付いたときは、「修正申告」をして、不足分の税額を納めることとなります。  
この場合、課税標準または税額

を修正するため、「修正申告書」を提出します。と言っても、「修正申告書」という様式の書類があるのではなく、法人税の場合、通常の確定申告書と同じ用紙を使い、表題部に「修正」申告書と記入します。  
実務上は、税務調査で税務署か

図表4 申告・納付ミスがあったときの仕訳

例1	前期の決算書の売掛金は100万円だったが、期末に生じた売上40万円の計上漏れで、実際には140万円だった。
	売掛金 400,000 / 前期損益修正益 400,000
例2	前期の決算書の買掛金は60万円だったが、期末に生じた外注費40万円の計上漏れで、実際には100万円だった。
	前期損益修正損 400,000 / 買掛金 400,000
例3	更正の請求をした結果、還付金50万円が振り込まれた。
	預金 500,000 / 雑収入 500,000
例4	修正申告により、不足税額分50万円(本税48万円、延滞税および延滞金2万円)を納付した。
	過年度法人税等 480,000 / 預金 480,000(摘要欄 本税) 過年度法人税等 20,000 / 預金 20,000(摘要欄 延滞税・延滞金)

① 売掛金が実際よりも少なかった場合  
たとえば、期末に生じた40万円の売上の計上漏れが原因で、前期の決算書の売掛金100万円が実際には140万円だったとき、当期において、

② 買掛金が実際よりも少なかった場合  
たとえば、期末に生じた40万円の外注費の計上漏れが原因で、前期の決算書の買掛金60万円が実際には100万円だったときは、図表4の例2の仕訳を入れます。

③ 修正申告をして追加の法人税等を納付したとき  
過年度の法人税等の修正額は、「過年度法人税等」といった科目で、損益計算書上、当期の「法人税等」の次に表示します。ただし、重要性が乏しい場合(金額がそこまで大きくない場合)には、当期の「法人税等」に含めることもできるとされています。

① 売掛金が増えすぎた場合  
たとえば、期末に生じた40万円の売上の計上漏れが原因で、前期の決算書の売掛金100万円が実際には140万円だったとき、当期において、

② 買掛金が増えすぎた場合  
たとえば、期末に生じた40万円の外注費の計上漏れが原因で、前期の決算書の買掛金60万円が実際には100万円だったときは、図表4の例2の仕訳を入れます。

③ 修正申告をして追加の法人税等を納付したとき  
過年度の法人税等の修正額は、「過年度法人税等」といった科目で、損益計算書上、当期の「法人税等」の次に表示します。ただし、重要性が乏しい場合(金額がそこまで大きくない場合)には、当期の「法人税等」に含めることもできるとされています。

④ 更正の請求をして還付金を受けた場合  
たとえば、更正の請求により還付された法人税等は、雑収入として計

④ 更正の請求をして還付金を受けた場合  
たとえば、更正の請求により還付された法人税等は、雑収入として計

④ 更正の請求をして還付金を受けた場合  
たとえば、更正の請求により還付された法人税等は、雑収入として計

とになります。  
この修正申告によって追加で納める法人税等は、別表1の「30+49」の金額になります。  
申告書を手書きで作成することはほばないと思いますので、ざっくり「修正申告の場合には、普段は空欄のこれらの欄に、こういう金額が入るんだなあ」と理解すればよいでしょう。  
修正申告には期限はなく、税務

署から更正を受けるまでならいつでもできますが、気付いたらなるべく早く申告しましょう。延滞税が少なくて済みます。  
**実務上の留意点**  
(1) 修正申告等をしないで、当期の帳簿に反映させてしまう方法  
ここまで、法人税の申告・納付で税額を間違えた場合の手続きについて解説してきましたが、実は多くの場合(特に中小企業であれば)、よほど大きな金額の誤りでなければ、当期において、「前期損益修正益」または「前期損益修正損」等の科目で修正して差し支えないでしょう。

(2) 買掛金が増えすぎた場合  
たとえば、期末に生じた40万円の外注費の計上漏れが原因で、前期の決算書の買掛金60万円が実際には100万円だったときは、図表4の例2の仕訳を入れます。

(3) 修正申告をして追加の法人税等を納付したとき  
過年度の法人税等の修正額は、「過年度法人税等」といった科目で、損益計算書上、当期の「法人税等」の次に表示します。ただし、重要性が乏しい場合(金額がそこまで大きくない場合)には、当期の「法人税等」に含めることもできるとされています。

わきた みき 大学卒業後、税理士事務所、税理士法人勤務を経て、2016年協田弥輝税理士事務所を開業。同年より東亜大学院法学専攻非常勤講師を務める。